

一般質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

2019年6月4日

多摩市議会議員 安斉 きみ子

多摩市議会議長 藤原 マサノリ 殿

質問項目

- 1 存続が決定した東寺方複合施設の今後の進め方について
- 2 子どもの人権を守るために、緊急時の対応は充分か？

答弁者

市長・教育長等

受付	令和元年6月4日	No.22
	午前1時1分	

項目別質問内容

<p>1 存続が決定した東寺方複合施設の今後の進め方について</p> <p>5月18日(土)に第3回「東寺方複合施設を良くする市民懇談会」が当施設の東寺方地区市民ホールで開催されました。この席で多摩市行政管理課の担当部長からこれまでの懇談会の振り返りと今後の進め方について説明があり、その中で「複合施設を完全になくしてさら地にする」＝「廃止」の選択はなくなったとの結論が出されました。今後については複合施設の機能や建物についても住民とよく話し合っていて決めていくことになりました。会場からは喜びの声があがりました。</p> <p>2013年(平成25年)に多摩市は「多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラム」を策定しました。その中で示されたのは、東寺方地区市民ホールと東寺方老人福祉館については、当時は「(仮称)和田・東寺方コミュニティセンターの建設と併せ平成29年度以降にコミュニティセンターに統合します。跡地は将来の需要に対応するための種地とします」。東寺方図書館については「(仮称)和田・東寺方コミュニティセンターの建設時に合わせ、施設を廃止します」東寺方児童館については「(仮称)和田・東寺方コミュニティセンター内に児童館機能を整備し、平成29年度に愛宕児童館とともに統合の上、廃止します。」東寺方学童クラブについては「平成26年度に(仮称)東寺方小学童クラブに、平成28年度に(仮称)第二小学童クラブに順次移転します。」とされ「施設の廃止」が示されました。</p> <p>東寺方、和田、落川、百草、桜ヶ丘をはじめとする近隣住民から驚きの声、不安の声が寄せられました。まさに地域の「宝」であった複合施設が廃止されるという危機感でした。それから東寺方自治会のみなさん、東寺方複合館の存続を考える会のみなさんの「存続を守ろう」という運動が一気に広がったのです。</p> <p>今回の市民懇談会で喜びの声が上がったのは、まさにこうした地域の方たちの願いの最初の一步である「存続」になるという確かな市の言葉を聞いたからです。</p> <p>私は昨年9月議会で市がこれから市民懇談会を始めようとする中で「ゼロベースで考える。ゼロベースには『廃止』も含まれる」と答弁したことを受けて、「地域住民の運動の大きな広がりには『存続』を願う強い気持ちがあるからだ。『存続』を前提にして市民懇談会を始めるべき」と指摘しました。</p> <p>やっと存続が決まり、そこを前提にしてこれから進むこととなります。今後の進め方について質問します。</p> <p>(1)5月18日の市民懇談会では今後の進め方(たたき台)が示されました。今年度中はさらに3回の懇談会が提案されています。そして6回目からはグループ検討が行われる予定です。多摩市自治基本条例に基づき、市民参画の形態の一つとしてワークショップ(一定の課題を集団で検討作業を行う)を行うこ</p>
--

項目別質問内容

<p>とや、そのための学識経験者などのファシリテーターを依頼する、としています。私はファシリテーターについては市民の間で中立という以上に市と市民の間で最も中立であるべきと考えますが、どのような視点からファシリテーターを選ぶのか考えを伺います。</p>
<p>(2) アンケートについては、多摩市は「多摩市の公共施設の適正配置に関するアンケート」(平成24年度)、「多摩市公共施設の見直しについてのアンケート」(平成27年度)、また地域図書館については2013年(平成25年)に「多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラム」を策定した年度や2015年(平成27年)にもアンケートを実施しています。そして今、東寺方複合施設では平成30年12月14日から平成31年1月27日まで、延べ98人の方から回答を受け、その結果も示されました。さらにアンケートを広げていることは良いことと思います。こうしたアンケートを市側にとって都合が良いように受け止めないでいただきたいと思います。例えばよく議場でも話題になる「施設全体のダイエツト」と言うが施設の削減なのか?施設の縮小なのか?「時代のニーズ」とは言うが市民のニーズなのか?市にとってのニーズなのか?アンケートとその結果の積み上げを尊重していただきたいと考えますが、見解を伺います。</p>
<p>(3) 東寺方複合施設はすぐれた公民館機能を持つ施設です。子どもから高齢者まで多様な活用が見られる施設です。複合館という建物だけでなくそこで働く職員の存在は欠かせません。懇談会の席に職員の参加を求めたのはこの地域の方たちでした。実際参加してもらっていますが、市民とともに職員の声を聞き、市民と一緒に議論すべきです。見解を伺います。</p>
<p>(4) 国が進める「公共施設等総合管理計画」の中心は公共施設の統廃合と公務労働の民間委託化です。財政難を理由に自治体が行政サービスを削減化ばかりを追い求めていけば、自治体は疲弊します。公共施設をより多くの市民が活用するよう市は利便性を含めて努力すべきと考えますが、見解を伺います。</p>
<p>2子どもの人権を守るために、緊急時の対応は充分か?</p>
<p>保護者による児童虐待で命を落とした子どもの相次ぐ事件や、直近では5月28日の朝、通学バスを待っていた子どもたちの列に男が襲撃し、保護者や子どもたちを含め19人が刺され、大人1人、子ども1人が命を落とすという深刻な事件が起きました。いずれの事件も胸が痛み、どうすれば子ども達を守ることができるのか私たちに厳しく問われています。</p>
<p>2019年4月東京都議会では「東京都子供への虐待の防止等に関する条例が制定されました。また5月24日には衆院厚生労働委員会で「児童虐待防止法等改正案」がされ、日本共産党など5野党・会派は政府案への対案を共同提出。与野党協議によって修正案がまとまり、全会派一致で可決されました。こうした法整備と併せて身近に起きる子どもに関わる問題についてはどうしても地</p>

一般質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和元年6月4日

多摩市議会議員 いちち 恭子

多摩市議会議長 藤原 マサノリ 殿

質問項目

- 1 階段と坂のまち・多摩市のバリアフリー対策について
- 2 “困難当事者” に届く支援と情報発信について

答弁者

市長・教育長等

受付	令和元年6月4日	No. 23
	午前11時00分	

項目別質問内容

<p>1. 階段と坂のまち・多摩市のバリアフリー対策について</p> <p>私たちの多摩市はまさに『丘のまち』、丘陵地帯を切り拓いて造った、かなり起伏に富んだまちです。アップダウンの多い景観は特色とも魅力とも言えますが、加齢や障がいなどの理由で移動の困難を抱えた人にとっては、それらが暮らしのハードルとなっているのも確かです。元々の地形に加え、バリア（障害）を考慮しなかった時代の構造が街並みや建物に多く残っており、おいそれと抜本的な改修もできないまま今日まで年月を重ねてきました。</p> <p>阿部市政の大きな柱である『健幸まちづくり』の観点からも、健康寿命を延ばし楽しく“貯筋”してもらいたいフレイル予防の観点からも、更に差別解消条例の制定を予定している本市の立ち位置としても、まちのバリアを解消し移動の自由を確保することは有意義かつ必須の取り組みであると考えます。</p> <p>『健幸まちづくり』はすべての部署が所管である、と市長はかつて明言されました。バリアフリーのまちを実現させるためには確かに健康福祉だけでなく、都市整備と住宅、交通と移動など、複合的横断的な施策が必要となります。多摩市の実情に合ったバリアフリー対策をいかに進めるべきかという観点から、以下、質問いたします。</p>
<p>(1) 多摩市ニュータウン再生方針の中では、「高齢者が自由に外出できるバリアフリー環境と快適な移動手段」が具体イメージ例として掲げられていました。その実現のための計画はどこまで進んでいますか。もしくは、どのように進めていく予定ですか。</p>
<p>(2) 公共の移動支援としてミニバス運行は利用者の評価が高く、増便や新たなルート開拓が望まれています。また個別の移動については、市内のNPOがそれぞれの規模に沿ったサービスを行っていますが、オンデマンドタクシーやカーシェアの分野はほぼ未開拓です。(1)に関連して、外出困難な市民へのサポート体制について、多摩市はどのような全体像を考えているのかを伺います。</p>
<p>(3) 国の地方創生にかかわるプロジェクトでは、健康長寿推進事業やひきこもり支援事業など、福祉的な取り組みで助成金を得ている自治体があります。本市でも先進市を参考に、福祉と地域活性のコラボレーションを目指す余地はないのでしょうか。</p>
<p>2. “困難当事者”に届く支援と情報発信について</p> <p>今の日本社会では非正規雇用ワーカーや年金生活者などが増加の一途にあります。その中には“困窮状態”に近い人、経済力や健康状態にあまり余裕のない人、貧困もしくは準貧困とも言うべき環境にある人が一定程度含まれます。国民の貯蓄率や可処分所得の割合が下がる一方、生活保護対象者の捕捉率</p>

項目別質問内容

<p>もきわめて低い現状では、そうした“潜在的な困窮者”の存在を視野に入れて対策を講じる必要があります。</p>
<p>また、特に高齢者で問題となるのは、体力の減退だけでなく情報収集能力の低さとも言われます。地域で孤立しており近隣との交流がほとんどない人が、何か困ったときに市役所に相談する、社会福祉協議会や地域包括支援センターにアクセスするといった方策を思いつかないケースも十分に考えられます。行政や社協にさまざまな支援のメニューを揃えるだけでなく、それを必要としている人に届けるための仕組みが必要です。</p>
<p>困窮の度合いが高いにもかかわらず外部支援に繋がっていない人、あるいはそもそも自分が困窮しているという自覚のない人と繋がる可能性のある場所として、一定のポテンシャルがあるのは医療機関だと思います。怪我や病気で健康を損なった状態というのは、誰にとってもある種の“危機的状況”ですが、日常生活に余裕がない場合その“危機”は医療ケアの範囲を超えて広がりかねません。経済的理由から治療を断念する人、働けなくなれば即暮らしに困る人がそこにいるかもしれないのです。</p>
<p>だからこそ、そこに必要な情報があるかないかは小さくとも重要な意味を持ちます。</p>
<p>命と健康を守る拠点である病院・医院には、他には換えられない社会的役割が備わっています。そこに着目して以下、質問いたします。</p>
<p>(1) 怪我や急病で受診した人の中には、治療を継続して受ける経済力のない人、家事支援を必要とする人など、その場から“困窮の当事者”になってしまう人が存在するかもしれません。そうした人たちのために、医療機関の窓口支援情報のチラシ一枚でも置かせてもらうことはできないでしょうか。社協や地域包括、生活支援サービス等の一覧が望ましいですが、それが無理ならばせめて市役所の相談窓口案内でもよいので、市内の全医院へ設置協力を依頼することを提案します。</p>
<p>(2) 障がいのあるお子さんが病院で受け入れを拒否され、保護者の方が受診可能な医療機関探しに奔走した、という話を聞きました。その方は何とか受け入れ先を見つけることができましたが、同じ状況に置かれた全ての保護者がそこまで辿り着けるとは限りません。障がいがあっても受診可能な近隣の医療機関を案内できるよう、行政が情報を集め一覧表などにまとめることは可能でしょうか。事業者や社協と提携して積極的な情報発信を行えたら理想的ですが、現状をふまえた市の見解を伺います。</p>
<p></p>
<p></p>

一 般 質 問 通 告 書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和元年6月4日

多摩市議会議員 きりき 優

多摩市議会議長 藤原 マサノリ 殿

質問項目

1 高齢化を当たり前にする前の喜ぶことのできる世の中のために

答弁者

市長・教育長等

受付	令和 元年 6月 4日	No. 24
	午前 11時56分	

項目別質問内容

<p>1、高齢化を当たり前にするのできる世の中のために</p> <p>現在の日本は伝統的な多産多死社会から近代化による多産少死社会を経て少産少死社会へと変化し、結果として超高齢社会と呼ばれる世界一の高齢化率の国となりました。亡くなる方が少なくなることや平均寿命が伸びることは人類文明にとって究極ともいえる目標でもあり、その変化は喜びをもって受け止めるべきものですが、一方で人口構成の変化とともに農業社会におけるような生活保障の仕組みが成り立ちづらい労働の変化や家族形態の変化は、社会保障や福祉の制度を再設計していく必要性も求められるところです。多摩市において福祉の思想を実現し、高齢化を当たり前にするのできる世の中の創造を目指して、以下質問いたします。</p>
<p>1、 高齢化に伴い人は心身機能の喪失を経験することになります。高齢者の生活において移動の支援は自立生活のためには不可欠なものですが、自動車運転による事故も懸念されるところです。多摩市では高齢者の生活における自動車運転をどのように考え、どのような施策をお考えでしょうか。</p>
<p>2、 地域包括ケアシステムの理念を実現するためには、介護保険制度の適切な利用が欠かせません。介護保険制度のサービスを利用するためには市民は市町村単位で行われる要介護認定を受ける必要があります。他自治体との比較において、要介護認定の質の確保のために、多摩市ではどのように課題を分析し、質を担保しているのでしょうか。</p>
<p>3、 心身機能の喪失を抱える高齢者の生活を支えるためには、介護の質を確保するための介護職員の処遇改善も欠かせません。そのためには、適切な介護報酬を算定し、給与待遇に反映させていく必要があります。これから介護報酬改定も予定されていますが、限られた情報の中で事業者も対応に苦勞していると伺います。市からの支援体制も不可欠かと思いますが、現状を伺います。</p>
<p>4、 多摩市には他自治体にない特徴があります。親しみのある多くの公園や歩車分離の進んだ環境が挙げられると思いますが、特徴のある多摩市だからこそ、特徴のある高齢者施策、介護予防、健康増進を進めることができるものだと思います。多摩市の宝を有効活用するにあたって、現状をどのように分析されているのか伺います。</p>
<p>資料要求欄（資料要求がある場合は、以下に記入してください。）</p>

一般質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

令和元年6月4日

多摩市議会議員 折戸 小夜子

多摩市議会議長 藤原 マサノリ 殿

質問項目

1 多摩市役所庁舎の建替について パート1

一早期に建替候補地の位置確定が必要では？

2 平和教育の実態について

答弁者

市長・教育長等

受付	令和元年 6月 4日	No.25
	午前 7時 54分	

項目別質問内容

1 多摩市役所庁舎の建替について
<p>多摩市役所庁舎は老朽化が課題ですが、市役所は災害時の防災拠点であり、防災機能を強化する必要があります。関東地方での地震はいつ来てもおかしくない状況を踏まえると、市庁舎の「建替」を急がなければならないと考えます。</p> <p>又、多摩市役所庁舎は多摩市のシンボルとして、街の活性化・再生に向けての側面からも、どの場所を建替候補地にするのか、早急に確定することが必要であり、市役所庁舎の建替問題を、市民参画を取り入れ、重要課題として市民に情報提供すべきと考えます。</p> <p>そのため、以下質問します。</p>
1) 市役所庁舎のあり方の検討経緯はどのようなものだったのでしょうか。
2) 現時点での市役所庁舎建替の検討はどこまで進んでいるのでしょうか。
3) ①市民参画と議会との合意形成について、②意思決定と後年度財政負担の検討について、③庁舎建替えまでのスケジュールについて、それぞれ現状はどう考えられていて、今後はどのように進められていくのでしょうか。
2 平和教育の実態について。
1) 市立小・中学校における平和問題についての教育の現状はどうなっているのでしょうか。
2) 平和事業への取組状況はどうなっているのでしょうか。
資料要求欄 (資料要求がある場合は、以下に記入してください。)
① 市役所庁舎の建替に関する資料
② 小学校6年生、中学校3年生の修学旅行先 (平成27, 28, 29年度の学校別一覧表)
② 学校図書室での平和問題に関する書物冊数と主な書名
④ 平和事業に取り組んだ年度、経費と参加人数

一般質問通告書

下記の件について、質問いたしたく通告いたします。

2019年6月3日

多摩市議会議員 小林 憲一

多摩市議会議長 藤原 マサノリ 殿

質問項目

1. 自由で公正な選挙・政治活動ができる環境に変え、民意を反映する選挙を実現しよう！…そのことが、「暮らし最優先」の国政、都政、そして市政の実現につながると確信します

2. 「交通不便地域」を構成する住環境要因に対応した「地域公共交通再編計画」をつくろう！…「交通不便地域」3類型の具体的な解消策について、うかがいます

3. 「戦没者追悼式」の目的をあらためて問う！…その究極の目的は、追悼行為を通じて「戦争を起こさせず恒久平和をつくる」ことにあると考える

答弁者

市長・教育長等

受付	令和元年6月3日	No.26
	午後10時36分	

項目別質問内容

1. 自由で公正な選挙・政治活動ができる環境に変え、民意を反映する選挙を実現しよう！…そのことが、「暮らし最優先」の国政、都政、そして市政の実現につながると確信します

私はこの間、選挙の充実（投票率の向上など含む）について、一般質問で何回か取り上げてきました。直近では、ちょうど3年前の2016年6月議会（2016年第2回定例会）、続いて同9月議会（2016年第3回定例会）で取り上げました。6月議会では、選挙の充実につながる「自由で公正な選挙・政治活動」を阻害していると考えられる現行の公職選挙法（以下、公選法）そのものの問題点について取り上げ、9月議会では、現行の多摩市の投票環境を題材にして、より投票しやすい環境づくりのためのいくつかの提案をしました。

投票率の向上については、私だけではなく、複数の議員から、この間、いくつも提案もおこなわれてきましたが、今回の市議会議員選挙においても、その投票率は、46・56%と、4年前の市議選と比べてさらに2ポイント近く下がる、大変残念な結果となりました。

この間、本市の選挙管理委員会では、選挙に対する市民の関心を深めてもらうために、さまざまな啓発活動もおこなわれ、なかでも18歳からの選挙権行使への変更にともなって、市選挙管理委員会のイニシアチブで、市内の小・中学校や高校での児童・生徒への啓発活動が熱心に取り組まれてきたことは、たいへん高く評価したいと思います。しかし、従来型の啓発活動だけでは、投票率は向上しないと考えたほうがいいのではないのでしょうか？

選挙で選ばれる人々や選挙・政治活動に取り組む人々と、投票する人々との間に区別があるわけではありません。同じ市民です。政党など政治団体に所属している人々も、そうでない人々も同じ市民です。そのときどきで立場が変わるだけです。どちらの側にも、楽しく自由に、そして公平・公正に、選挙・政治活動ができる環境をつくることこそ、子どもたちを含めた市民が、選挙と政治に関心を持つことにつながるのではないのでしょうか？

そこで、私自身が、今回の市議会議員選挙に関わる活動をおこなうなかで、あらためて感じたことを含め、「楽しく自由に、そして公平・公正に、選挙・政治活動ができる環境をつくること」について、私からの提案への認識も含め、市長と選挙管理委員会の見解を、以下、質します。

(1) 投票率についての認識をうかがいます。

① 今回の市議選の投票率について、その数字をどう評価しますか？ 市長および選挙管理委員会の見解をうかがいます。

② 投票率が低い原因をどう見ていますか？

③ 投票率を上げるために、いままで、どのような方策を取ってきたのでしょうか？

項目別質問内容

か？ 今後、どのような方策をとっていきますか？

④投票率向上の数値目標は持っていますか？

(2)選挙活動（運動）と政治活動の区別についてうかがいます。

①選挙活動（運動）の定義については、1977年2月24日の最高裁判決があり、政治活動については、「政治上の目的をもっておこなわれる諸行為から選挙運動を除いたもの」とされています。これからすると、選挙活動（運動）は、政治活動の一部ということになりますが、この認識でよろしいでしょうか？

②そもそも、なぜ、「選挙期間」というものが必要なのでしょうか？ 投票日だけ決まっていればいいのではないかと考えますが、「選挙期間」が定められている合理的な理由はなんのでしょうか？

③現行制度のように、選挙期間が「告示日（公示日）～投票日の前日」に限られている一方で、告示日（公示日）翌日からできる期日前投票制度を利用する有権者は急激に増えています。この傾向が続くなかで、「選挙期間」の存在は、選挙における有権者の「知る権利」の最大の阻害要因となるのではないかと考えますが、見解をうかがいます。

④現行制度では、選挙期間以外は、選挙活動をおこなってはならず、また、本来自由であるべき政治活動（憲法第21条などで保障）も選挙期間には一定の制限を受けます。このなかで、選挙期間中には、「選挙運動用はがき」「選挙運動用ビラ」「新聞広告」「選挙公報」「マニフェスト文書」以外の頒布は禁止となり、これによって、たとえば、候補者名の入ったビラ類の頒布は禁止となっていますが、この合理的な理由はなんのでしょうか？

⑤さらに選挙期間外においても、政治活動のうち一部が、規制を受けます。たとえば、公選法第143条16項～19項によって、市議会議員または予定候補の名前を記した「たすき」や「のぼり」が禁止されるという解釈もあります。この合理的な理由は何でしょうか？

(3)第三者による「公開討論会」の禁止および「立会演説会」制度の廃止に関して、「公開討論会」も「立会演説会」も、選挙における各候補者（各政党）の違い、争点を見極める絶好の機会ではないかと考えますが、これを禁止、また廃止した合理的な理由は何でしょうか？

(4)戸別訪問の禁止に関して、「戸別訪問」による有権者との自由な対話は、も

項目別質問内容

っとも豊かに、もっとも濃密に、各候補者（各政党）の考えをつかむ絶好の機会ではないかと考えますが、禁止の合理的な理由は何でしょうか？

(5) 選挙実務について、立候補し選挙運動をおこなう側も、投票する側も、誰もが参加できる環境をつくることに関して、うかがいます。

① 選挙運動をおこなう側に立って考えたときに、たとえば、現状の公営掲示板のうちいくつかは、脚立等を用意し、足腰のしっかりした者でなければポスターを貼ることができない状況になっています。この現状についての認識と対策についてうかがいます。

② 投票する側に立って、次のいくつかについてお答え下さい。

ア. 代理投票制度の周知について、現状の認識と対策についてお答えください。

イ. 投票用紙の改革について、現行の氏名を記述する方式から、あらかじめ候補者名が印刷してある投票用紙に、○印等で意思を表す方式へと変更すべきと考えますが、見解をうかがいます。

ウ. 体が不自由で、そもそも投票所に足を運べない、足を運びにくい方たちへの対応として、臨時の駅前投票所開設期間を投票日前日まで延長する、また郵便投票制度の規制緩和などが考えられますが、見解をうかがいます。

2. 「交通不便地域」を構成する住環境要因に対応した「地域公共交通再編計画」をつくろう！…「交通不便地域」3種類の具体的な解消策について、うかがいます

市は、「多摩市交通マスタープラン」（以下、マスタープラン）に基づき、「マスタープラン」のなかで定義づけた「交通不便地域」の解消を具体的な獲得目標として、昨年度（2018年度）と今年度（2019年度）の2年間かけて、「地域公共交通再編実施計画」を策定中です。私は、この事業が始まる、ちょうど1年前の昨年第2回定例会で、この策定作業がどうおこなわれていくのか？について質問しました。

今回は、昨年度1年間の策定作業で「ワークショップ」等の住民ニーズ調査がおこなわれ、これを受けて、2年目の2019年度、「計画」策定の詰めに入っていくタイミングで、「交通不便地域」の「不便」が、実際にどう解消されていくのか？について質問し、住民からの要望も紹介しつつ、やりとりしたいと思います。

(1) 策定作業の進捗状況とこれから1年間のスケジュールについて、お答えください。

項目別質問内容

(2)この間の「ワークショップ」等でわかったこと、その特徴などについて、お答えください。

(3)住民のニーズ調査をふまえたうえで、「交通不便地域」3類型に即して、具体的な対応の大きな方向性についてうかがいます。

①高低差が10メートル以上ある地域への対応。

②バス停から300メートル以上離れた地域への対応。

③鉄道の駅から500メートル以上離れた地域への対応。

(4)同じく、住民のニーズ調査をふまえたうえで、ミニバス網再編の大きな方向性は、どうなっていくのか？お答えください。

(5)同じく、住民のニーズ調査をふまえたうえで、ワゴン型車両など使った「地域密着型」公共交通網の大きな方向性について、お答えください。

3. 「戦没者追悼式」の目的をあらためて問う！…その究極の目的は、追悼行為を通じて「戦争を起こさせず恒久平和をつくる」ことにあると考える

昨年11月8日、市主催の「戦没者追悼式」で、ちょっとしたハプニングがありました。参列された方はご記憶と思いますが、そのことを私は、毎週、発行している「こんにちは小林憲一です」の「No.954 (2018年11月15日付)」のコラム欄に次のように書きました。

「今月8日、市主催の『戦没者追悼式』にほかの市議とともに参加しました。参加者による献花に移ったとき、ある高齢男性が、参加者に向かってハッキリした声で話し始めました。『私は96歳。昭和17年に出征した。戦争知らない子どもが、いま首相をしている。戦争の実際を知るべきだ…』と。式典のなかでの不規則発言ではありますが、私は、おっしゃっている内容は当然のことだと思いました。式典には厳粛さが求められますが、形式に偏った式典だともあらためて感じました」と。

また、数年前の「戦没者追悼式」の際も、献花の順番について、遺族が最初に献花するべきではないか？との意見も出たと記憶しています。

「戦没者追悼式」の目的は、直接的には、第二次世界大戦の一部を構成する「太平洋戦争」(1941年～45年)で亡くなられた日本国民310万人(当時、日本の植民地だった台湾と朝鮮半島出身者を含む)を追悼するものと考えます。しかし、同時に、私たち侵略戦争を起こした側は、そのことによって命を奪われた中国、またベトナムなど東南アジア諸国、南太平洋などの地域の無辜の民、そして当

項目別質問内容

時「敵国」であったアメリカ、イギリス、オーストラリア、フランス、中国などの兵士の戦没者（「東京裁判」に提出された資料では、住民・兵士合わせて2,000万人以上）も含めて追悼する必要があると、私は考えます。

そして、追悼の究極の目的は、そのことを通じて、「2度と過ちを起こさない」という私たちの決意を固めることだと、私は思います。しかしながら、現行の「追悼式」は、市長、市議会議長、都知事（代理出席）、多摩市遺族会代表、近隣市の遺族会代表…とあいさつが続き、そのあと、参加者が献花して終わりと、淡々と進行します。

追悼が直接の目的であれば、厳粛に淡々と進行させるということになるのですが、「それだけで本当にいいのか？」ということも、冒頭で紹介したハプニングをきっかけに、私は考えたわけです。現行のスタイルの式典では、この高齢男性が指摘したような「過酷で非人道的な戦争の実相」「2度と過ちを起こさない」などを伝える生々しい声、肉声を聞くことはできません。参加された遺族、また戦争体験の当事者の方たちのなかには、この高齢男性のように、自分の思いを語りたいたいという方もいらっしゃるのではないのでしょうか？

いま、市と市民の協働事業として7月末～8月初めにおこなわれている「多摩市平和展」の企画のなかでは、「語り部」に戦争の実相を語ってもらうこともおこなわれていますが、「平和展」のほうは、くらしと文化部の平和・人権課の所管、「戦没者追悼式」のほうは、健康福祉部の福祉総務課の所管ということで、現状では、とくに連携しておこなわれているわけではありません。多摩市の事業としておこなわれている、この2つを「恒久平和を守る」「戦争するようなことはさせない」という共通のテーマでくくって発展させるべきだと私は考えています。また、私たち侵略戦争を起こした側にとって重要なことは、戦争による被害体験の継承にとどまらず、「加害」の問題についても、きちんと継承していくことだと思います。

具体的には、「戦没者追悼式」を2部構成にして、「追悼式典」としての第1部と、参加される遺族、戦争体験者、さらに若い方たちからも「戦争の実相」「過ちは繰り返さない」思い、「戦争被害と加害」体験の継承などについて語り合う場としての第2部を設けることを提案したいと思います。以下、この観点で、市長の見解を質します。

(1) 「戦没者追悼式」の歴史…つまり、現行の「戦没者追悼式」が、どのような契機で始まり、どのような経過を経て、いまのスタイルになっているのか？お答えください。なぜ、福祉部門が担当しているのか？についてもお答えください。

(2) 「式典」のなかでは、遺族のなかで別格扱いになっている多摩市遺族会や近隣市の遺族会、またその上部団体と思われる日本遺族会は、どのような性格

項目別質問内容

の団体なのか？ また、どういう経過で、この式典のなかで特別の扱いをされているのか？ お答えください。

(3)「式典」で追悼の対象になっている「戦没者」とは、前段で、私が述べたように、「太平洋戦争」(1941年～45年)で亡くなられた日本国民310万人(当時、日本の植民地だった台湾と朝鮮半島出身者を含む)でよいのでしょうか？

(4)「式典」に参加される「遺族」の方たちは、「広報」等を見て自由に参加されているのか？ 市が招待しているとすれば、どういう基準で選び招待しているのでしょうか？

(5)前段で述べたように、「式典」を担当している健康福祉部福祉総務課と、「平和展」などを所管しているくらしと文化部平和・人権課とが連携して、「式典」を2部構成にし、参加される遺族、戦争体験者、さらに若い方たちからも「戦争の実相」「過ちは繰り返さない」思い、「戦争被害と加害」体験の継承などについて語り合う場も設けるという提案についての市長の見解をうかがいます。

(6)私たち日本国民にとって、戦争での「加害」問題を、民族の体験として継承していくことは、とても重要なことと考えます。市長の見解をうかがいます。また、学校教育・社会教育のなかに活かしていくという観点から、市教育委員会の見解もうかがいます。

資料要求欄 (資料要求がある場合は、以下に記入してください。)

- ①質問「1-(1)」に関連して、1967年～2019年の計14回の市議会議員選挙の投票率の推移。また、この10年間(2009年～)の衆院選、参院選、都議選のそれぞれの投票率。
- ②質問「1-(2) - ⑤)」に関連して、選挙期間外において公選法第143条16項～19項によって、市議会議員または予定候補の名前を記した「たすき」や「のぼり」は禁止となるという多摩市選挙管理委員会の解釈を記した文書。
- ③質問「3-(1)～(4)」に関連して、「戦没者追悼式」の開催要綱等。